

# 天皇空位年設定の意義

江口冽

## はじめに

『書紀』の紀年構成は極めて詳細である。その構成の基本となる歴史的事項の記載法を示すと、

二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞。（二年の春二月の甲辰の朔の乙巳に、天皇、功を定め賞を行ひたまふ。）

という風に書かれている。中国の史書に習っているのであるが、その天皇の即位からの年次、季、月（月朔干支）を示し、そしてその日（干支）までも示している。この干支表記は、それに慣れなないわれわれにとって取つ付き難いのであるが、この詳細な記載法によつて、「帝紀」的な部分は、今から何年前の何月何日に天皇が何を為し、またどんな重要な事件が起きたかを知る事ができる。

しかし、天皇史として詳しい記載を体裁としながら不備かと疑われる箇所もある。天皇位の空白を見せている年がいくつもあるのである。そのような空位年が本当に不備であるのか、または意図されて空白としてあるのかよく分かつていない。詳細な日

付をも記すほどの紀年構成の中で、この空位部をどう理解したらいいのだろうか。

天皇空位年には、空位となつた理由が書かれている場合もあるが、ある場合には、全くの説明もなく、注意して見ないと1年の空位などは見落してしまいそうなところもある。

『書紀』は天皇紀である。その天皇の歴史に不備があるとは思われない。『書紀』は、

皇位は一日も空しかるべきからず。（仁徳紀 即位前紀）

と書くように、天皇位は、ひと日たりとも空白にしてはいけないことをしばしば説いている。その思想に則して言えば、天皇位の空白期間も本来はあり得ない筈である。従つて天皇位空白の設定には、そこを空位として記録するだけの理由があるのだろうと考える。小論では、天皇の空位年また空白期間がどのような理念のもとで設定されているかを探り、その設定の意義を探つていいく。

## 天皇空位年

この小論で扱う天皇空位年と天皇位空白期間との区別を、先に規定しておかなければならぬ。小論では天皇不在の年が対象となる。例えば前476年は空位年である。その前後は、

4代懿徳天皇崩御 || 前477年9月8日

5代孝昭天皇即位 || 前475年1月9日

となつてゐる。従つて前476年には、天皇が不在であった。この年は空位年である。しかし孝安天皇（以下、天皇号を略す）から孝靈までは、

7代孝安崩御 || 前291年1月9日

8代孝靈即位＝前290年1月12日

であるから、実質1年間と3日の空白があるが、前291年も前290年も、天皇不在として記録されているのではない。前291年には極めて短期間ながら孝安の在位が記録されている。これは空位年にあたらない。ただ天皇のかくも長き不在によつて生じた空白期間も、空位年とは別に、その理由を探らなければならないだろう。つまりどうして孝靈は前290年まで待つて即位したのだろうか。

同じように、垂仁崩御（70年7月14日）から景行即位（71年7月11日）までは、ほぼ1年間ほどの不在期間があるが、70年にも71年にも天皇は存在しており、天皇空位年にはあたらない。

まず『書紀』が空位年としているところを挙げる（なお称制年は空位年としては扱わない）。

小論では、空位年の意義について主に言及するが、それに関連して触れるを得ない空白期間の場合は、どうしてそこが空白期間となつていてるか、その生じてくる理由についても少し管見を述べることになる。まず天皇位空白（年）期間を示す。

空位年は表1のようにあるが、ここでその全部に言及することは出来ない。空位年の6箇所は、单一の理由で空位になつているのではない。6箇所の内、

（ア）前584年～前582年（神武崩御年より懿德即位年までの三年間。）

（カ）532年～533年（繼体より安閑までの2年間）

は、次のような理由で、ここでは取り上げない。

（ア）は、神武と綏靖とに関わるところである。初代神武はもとよりのこと、2代の綏靖もまた、後の天皇から「威靈再生の關係」<sup>(1)</sup>を求められるのである。綏靖の名（和風諡号）には、神武（カムヤマトイハレビコ）と並んでカミ（神）が付く。カムヌナカワミミミという。この神武と綏靖にのみカミが冠せられている点に注意を怠るわけにはゆかない。この名も『書紀』編修期に、敬意をもつて冠せられたのであるが、その即位年も後代の天皇の方からの思惑で決定してくる。従つて（ア）が紀年構成の中で

注 = 1、(B) 欄は、B天皇の一月即位の有無を示す。2、理由の欄の○と×印はその叙述の中に天皇位畏怖また贊美の表現の有無を示す。△は全く別の説話を持つもの。

天皇			空白期間			空白年 (西暦)	B天皇の 一月即位	理由 (説話)
	A	B	年	月	日			
ア	神武	綏靖	3	9	26	前584、583、582	○	△
イ	懿徳	孝昭	1	4	1	前476	○	×
ウ	成務	仲哀	1	6	28	191	○	×
エ	応神	仁徳	2	10	17	311、312	○	○
オ	反正	允恭	2	10		411		○
カ	繼体	安閑	2	10		532、533		×

(表1)

どのように扱われているかを述べるには、ここで扱う易数関係を離れて暦数関係に触なければならない。次稿にする。

(カ) は、外国の文献「百済本記」の記事によって空位2年が生じたという意味のことを『書紀』(「継体紀」)が割注として記しているところである。従つて『書紀』本来としては、ここに空位年を設けていなかつた可能性が濃い。この割注をいかに扱うか、歴史学では、そこに辛亥の変などと呼ばれる政変があつた可能性も指摘されていて、単純には扱えない問題が絡んでいる。これも別稿<sup>(2)</sup>とする。

残つた空位年は、

(イ) 前476年(懿徳より孝昭までの1年間)

(ウ) 191年(成務より仲哀までの1年間)

(エ) 311年~312年(応神より仁徳までの2年間)

(オ) 411年(反正より允恭までの1年間)

であるが、そこに空位年の生じた理由についてはまだ納得させられるような説明がなされていない。

この小論では、(イ)から(オ)までを対象とすることになるが、但し、(エ)の場合には、空位年が2年である。ここも单一なる理由で2年間を空位にしているのではないらしい。ここではその2年のうちの1年、312年の方だけが対称になる。311年の方に関しても、これは暦数が絡るので、これまた別に論じることになる。

## 天地の数十七

紀年構成を貫いた思想、それは一言で言えば天皇思想というものである。その思想を強調する上で、有力な数字（術数）というものがある。それは先に論及してきた永劫回帰（死と再生）をくり返す天の運行を教える暦の数字だけではない。易の言う三才と関係する数字もあつた。この論考の中心はこの三才関係の術数である。

『易經』（繫辭伝下）が、

易の書たるや、広大にして悉く備わる。天道有り。人道有り。地道有り。  
三才を兼ねて之を両にする。故に六。

と説いた三才（三極）である。つまり天・地・人であるが、法家思想書『管

子』は、

天道は九を以つて制し、地道は八を以つて制し、人道は六を以つて制す。

とした。天は9、地は8、人は6と当てた。この天・地・人三才関係の数字が術数として重要な役割を持つたのである。天と地で十七、天と地と人の和の二三である。この三才を象る数字が重視されて、わが国の紀年構成などにも応用された。まず注目したい3点を挙げる。

- 1、神武崩御年（前585）から十七年の倍数年下つたところに、天武即位年がある。
- 2、神武即位年（前660）から二三年の倍数年下つたところに、文武即位年がある。

	天皇		空白期間			B天皇の一月即位	理由説話
	A	B	年	月	日		
あ	孝安	孝靈	1	0	3	○	×
い	孝靈	孝元		11	7	○	×
う	開化	崇神		9	4	○	×
え	垂仁	景行		11	27		×
お	仁徳	履中	1	1	14		○
か	允恭	安康		11	0		△
き	清寧	顯宗		11	14	○	○
く	欽明	敏達		11	18		×
け	推古	舒明		9	27	○	○

(表2)

3、神武誕生年（前711）から一二二年の倍数年下ったところに、元正即位年がある。

右を分かり易く示すと、

神武崩御年 → 1258年（十七×74） → 天武即位年  
神武即位年 → 1357年（二三×59） → 文武即位年  
神武誕生年 → 1426年（二三×62） → 元正即位年

となる。このような構成が意図的なものであることは、他の三才関係の例を挙げて既に論じている。<sup>(3)</sup>

1は、天地の数字十七の倍数年で結ばれているが、それが意図的であることは次の点と合わせて考慮した時、より説得力を持つだろう。天武以降の天皇の即位年を並べてみよう。

- A、天武天皇（673年）
- B、持統天皇（690年）
- C、元明天皇（707年＝文武崩御年）
- D、聖武天皇（724年＝元正譲位年）

A、B、C、Dの各間隔はそれぞれ十七年である。神武崩御年から天武即位年を結んだラインは、なんと『書紀』編修期の天皇、いや編修期の皇太子であった聖武の即位年にまでも達している。つまり、

天武天皇（673年） → 十七年 → 持統天皇（690年） → 十七年 → 元明天皇（707年＝文武崩御年） →  
十七年 → 聖武天皇（724年＝元正譲位年）

となるが、このラインは疑いなく構成されているとしてよい。少なくとも言えることは、『書紀』完成後の即位となる聖武の場合、この聖数ラインを意識して、その即位年が決定されたということである。

## 十七の「聖数ライン」

この『書紀』編修期の天皇方と神武とを、三才を象った数字で結ぶ1、2、3の線を偶然と見ることは出来ないだろう。『書紀』編修期の天皇たちによつて神武の誕生年、即位年、崩御年が作為をもつて設定されていると断じてよい。神武を讃仰して設けられたこの3本の線を、「聖数ライン」と呼称してよいだろう。

さてこの三才を象った数字で神武と結ばれるラインを聖数たらしめようとする目的は何だろうか。前著に説いた神武（紀元）と天武（即位年）とを結ぶ三六五という1太陽年の使用法、また、「十九年法」関係の術数の使用法から理解されるように、『書紀』は、暦数を「死と再生」を示す数字として用いている。暦数で結ばれる関係に、天皇靈の回帰再生の姿を重ねて見ようといふのである。そしてこの「威靈再生の関係」を永劫に回帰させて、天皇位の千載、万葉に及ぶ再生、継承を願つたのである。

この三才関係数は暦数ではない。易数というべきだろう。従つてこの易数は、『書紀』が紀年構成の骨格として利用した暦の数字とは本来無縁である。しかし易数を、暦数の使用法に学んで、それと同じように、再生・回帰の関係に用いているのである。つまり、神武の威靈が、『書紀』の時代の天皇たちに洩れなく回帰して、それぞれの天皇が原初に戻つているというのであり、神武そのものの再生の姿であるというわけである。天皇思想を支える靈魂觀が、易数をも利用しているのである。

暦数の利用法とは少し違う点もある。暦数の場合は、多く太陽と太陰の同時再生を示す「十九年七閏法」に因む十九また二六の倍数年で、神武を始めとした偉大なる祖靈と天武以降の『書紀』編修期の天皇方とを直接結んで設定されている。そして同時に、『書紀』時代の天皇方のみならず、歴代の天皇間の関係を出来るだけ多くの「威靈再生の関係」で結ぶようにしている。しかしこの易数関係の数では、この神武から天武へ、また神武から文武への2つの「聖数ライン」上に、他の天皇の即位を拒んでいる点である。つまり神武から天武へ、また文武へ直接に接続させていることである。ここに空位年設定に関わる基本的理念が

窺える。

右の点を確かめてみよう。神武と天武とを結ぶ十七年の倍数年の線上に即位した天皇が記録されているかどうかを見ると、その記録は1例もない。念のため、その神武崩御年から天武即位年まで十七年ずつ下る該当年を列挙しておく。

西暦前568年（以下西暦前と年を省く）、551、534、517、500、483、466、449、432、415、  
398、381、364、347、330、313、296、279、262、245、228、211、194、177、  
160、143、126、109、92、75、58、41、24、7、（以下は西暦）10、27、44、61、78、95、  
112、129、146、163、180、197、214、231、248、265、282、299、316、350、  
367、384、401、428、435、452、469、486、503、520、537、554、571、588、  
605、622、639、656、673。

右の年次に即位した天皇はない。その年に即位することによって、神武と天武とを結ぶ「聖数ライン」を侵す天皇は1人も存在しないのである。そのように構成されているのであろう。

そしてここで注意をしてみたいのが571年である。空白期間（く）である。この年は右の「聖数ライン」の上にある。

29代欽明崩御＝571年4月15日

30代敏達即位＝572年4月 3日

と記録されている。571年は空位年ではないが、敏達が即位するまで12ヶ月近くもの空白期間を生じている。欽明崩御時が1年の前半の4月であるから、その年内に敏達の即位があつてよかつた。しかしここは571年に新しい天皇の即位を認めなかつたのだろうと、わたくしは推測している。ここに敏達の即位を許したら、折角の神武から天武、持統、元明、聖武と連続する神圣なる関係が、その直接性を失うからである。ただそれを断定的に言うには、他の空白期間についての検討が必要である。

## 一一三の聖数ライン

次に2。神武から文武への二三の倍数年の線である。この「聖数ライン」にも、やはり他の天皇の即位は認められていない。そして注意すべきは、この「聖数ライン」の上に空位年があることである。まず神武即位年より「一二三」年ごとの「聖数ライン」上の年を挙げる。

西暦前（前と年を省く）

637、614、591、568、545、522、499、476、453、430、407、384、361、338、  
315、292、269、246、223、200、177、154、131、85、62、39、16、（以下は西暦）7、  
30、53、76、99、122、145、168、191、214、237、260、283、306、329、352、  
375、398、421、444、467、490、513、536、559、582、605、628、651、674、  
697。

この中に、先に挙げた空位年がなんと2ヶ所もある。最初に挙げた（イ）の前476年、（ウ）の191年である。

（イ）の場合。

四代懿徳崩御||前477年9月8日  
五代孝昭即位||前475年1月9日

懿徳の崩御は九月である。従つて孝昭は同じ年に即位せずとも、遅くとも翌年中に即位してよかつた。しかし前476年には何の動きも無かつた。その空位年の生じた理由がどのように、「孝昭紀」に記されているかを見てみよう。

三十四年の秋九月に、大日本彦耜友天皇崩りましぬ。明年の冬十月の戊午の朔庚午に大日本彦耜友天皇を歿傍山南沙谿上陵

に葬りまつる。

元年の春正月の丙午に、皇太子、即天皇位す。

とある。即位が遅延した理由は書いてない。ただ、前天皇の崩御年、その葬儀年、新帝の即位年という天皇史として必須の事だけ連ねている。そこに必ず年月日が記されている。右は三十四年崩、明年葬儀、そして正月と続くから、計算していくばそこに1年の空位年があることになる。『書紀』を読んでいると少しも無理のない時間の流れに見える。しかし、ここを他の天皇紀に記された時間の流れと比べてみよう。

3代安寧 前帝崩 その年に即位、翌年元年、その年に前帝の葬儀 二年に遷都

4代懿徳 前帝崩 即位元年 その年に前帝の葬儀 二年に遷都

5代孝昭 前帝崩 翌年前帝の葬儀 即位元年

6代孝安 前帝崩 即位元年 後に前帝の葬儀 二年に遷都

7代孝靈 前帝崩 その年に前帝の葬儀及び遷都、翌年即位元年

8代孝元 前帝崩 即位元年 四年に遷都、後に前帝の葬儀

9代開化 前帝崩 即位元年 元年に遷都、後に前帝の葬儀

孝昭の場合とその前後とでは違っている。孝昭は前帝の葬儀が先にあり、それを終えてから孝昭は即位している。7代孝靈も異例で、そこは先に挙げた空白期間（あ）であるが、孝昭の場合によく似ていて、前帝の葬儀後に即位している（ただこの空白（あ）は、この小論で扱う空位年ではないので、ここでは触れ得ない）。

この時間の組み立て法は、前帝の葬儀礼が先に入つたから新帝の即位が遅れたか、または次の新帝の即位までの時間があるのでから、その間に前帝の葬儀を済ましたのだという流れに見える。しかしここは、空位年、空白期間を設定しようという構想が先行していて、その意図に沿つて時間が構成されているのではなかろうか。空白の時間を利用して前帝の葬儀を行わせるという

構想なのだろうと思われる。

しかし『書紀』は（イ）その空位年、また（あ）の空白期間について何も説明はしていない。黙認している。

（ウ）の場合。

13代成務崩御＝190年6月11日

14代仲哀即位＝192年1月11日

となつてゐる。「仲哀紀」を見ると、

六一年に、天皇崩りましぬ。明年の秋九月の壬辰の朔丁酉に、倭國の狭城楯列陵に葬りまつる。

元年の春正月の庚寅の朔庚子に、太子、即天皇位す。

と書く。ここも前帝崩 翌年前帝の葬儀、その次年を即位元年としている。

仲哀はどうして1年6ヶ月も待つて即位したのだろうか。いやここも暦の知識もない時代のことであるのだから1年6ヶ月も待つたという伝承が初めからあるはずがない。また空白など設定しなくとも何か創意に満ちた口承的物語でも書けたであろうが、何も書いていない。仲哀は191年に即位をせず、192年を待つて、その1月に即位している。やはりこの空位年設定も『書紀』編修者側からの要請であると考えるべきだろう。

問題は、（イ）、（ウ）の場合、暦のない時代に天皇位に空白を作る必要がなぜあるのかという事である。これを神武の威靈が直接に文武と結びつくように作為されているのだろうと考えて過たないと思う。

先に示した表に、空位後また長い空白後の新天皇の1月即位の有無を印したが、歴代の天皇の中では1月即位の天皇が圧倒的に多い。その理由は单一ではない。1つには神武即位の1月に重なるように配慮されたものもあるが、もう1つは、この仲哀のように、空白期間設定の必要性から、前年に即位できないので次の年の1月まで待たせようとした思惑があるのである。

尚、628年、空白期間（け）にも注目したい。この年も右の「聖数ライン」の上にあって、推古崩御年に当つてゐる。

33代推古崩御＝628年3月7日

34代舒明即位＝629年1月4日

となつてゐるが、推古の崩御は3月であるから、舒明は628年に即位してもよかつた。しかし即位していない。翌年の1月を待つて即位しているが、実は628年には新帝の即位を許されなかつたのではなかろうか。ただ『書紀』は、この空白期間の理由を、田村皇子（舒明天皇）、聖徳太子の子山背大兄王、そして蘇我蝦夷の大臣を登場させて、長々と天皇位継承争いの挿話を組んでゐる。

この継承争いの因は、推古に皇太子がないところにあつた。病床の推古は、田村皇子に語つて、

天位に昇りて鴻基を経め綸へ、万機を馭して黎元を亭育ひことは、本より輒く言ふものに非図。恒に重みする所なり。

（「推古紀」）

また、推古は田村皇子に詔して、

天下は大任なり。本より輒く言ふものに非ず。（「舒明即位前紀」）

と言い、次に山背大兄には、

朕寡薄を以て、久しく大業に劳れり。（中略）其れ國家の大基は、是れ朕が世のみに非ず。（同）

と言つて、天皇位の重さを語つてゐる。この類の発言は、他の天皇空位年また空白期間の生じた理由として用いられるものであつて、『書紀』編修期の天皇位神聖化の中核的発想を見せたものである。

くだくだしく書かれた舒明の「即位前紀」の記載内容にも、628年を空位にするための創作部がかなり入り込んでいると思つてよいだろう。いずれにしても、ここも十七年の「聖数ライン」上の571年（欽明崩御年＝空白期間）と同じで、この「聖数ライン」の上に即位を許していないと判断してよい。この天皇も1月を待つて即位している。

以上、神武から文武を結ぶ「聖数ライン」上の空位年の2ヶ所（イ）（ウ）と空白期間（け）、及び神武と天武を結ぶ十七の

「聖数ライン」上の空白期間（く）に言及した。

### 準聖数ライン

残る空位年は（エ）、（オ）である。先に「聖数ライン」と名付けた線上は、神武と天武と、神武と文武とを結びつける神聖なる線であった。しかし他の（エ）、（オ）の空位年は、「聖数ライン」とは違うが、神武から発するもう一つの十七年、及び二三年のそれぞれの倍数年の線上にあるのである。つまり、

（エ）は、神武崩御年より二三の倍数年

（オ）は、神武即位年より十七の倍数年

の線上に当る所にある。混乱しないように見易く指示すると、

- ① 神武即位年 → 二三年の倍数年線上（神武と文武の線＝空位年イ、ウ）
- ② 神武崩御年 → 十七年の倍数年線上（神武と天武の線＝即位の天皇なし）
- ③ 神武即位年 → 十七年の倍数年線上（空位年オ）
- ④ 神武崩御年 → 二三年の倍数年線上（空位年エ）

となる。①と②とは、神武と天武と、また神武と文武とを結ぶ神聖なる線上であるから重要である。しかし③、④は、そうした『書紀』編修期の天皇と何の関係も持っていない。③、④は、①、②に比して重要なラインではないはずである。従って、空位年（エ）、（オ）が神武から発せられる線上にあることが偶然なのかどうかを検討した方がよい。わたくしにはそれが偶然とは思えない。であるが、偶然でないとすると、『書紀』編修期の天皇方と結ばれないその線上に空位年を置いて、そこにどのような意味を持たせようとしているだろうか。その事について考えなければならないだろう。

(エ)、(オ)を具体的にみる前に、それについての結論的なことを言つてしまふことになるが、わたくしは、その意味するところを次のように考えている。それは天武や文武と結ぶ神武の「聖数ライン」をさらに神聖なるものとして強調しようとする意図に起因しているのではなかろうかということである。

皇祖神武の神聖性は、『書紀』編修期の天皇方の、天皇位神秘性の純化への努力と比例して高まつていいく。もとより「聖数ライン」は神聖でなければいけない。しかしたとえ『書紀』時代の天皇とは関係ない③、④の線上といえども、神武の方から見ると、「聖数ライン」的な性格を帯びている。神武発の三才関係の数で結ばれる天皇が他に存在することは、折角仕組まれた『書紀』時代の天皇たちとを結ぶ「聖数ライン」の意義を薄めてしまうことになるだろう。神武の神聖さの証明のために、『書紀』編修期の天皇とは関係はないが、この神武の三才関係の線上を純化させたのであろう。そう考えて大きく過つことはないだろうから、この線も「準聖数ライン」と呼べるだろう。

(エ)、(オ)と見ていく。(エ)の場合。

15代応神崩御＝310年2月15日

16代仁徳即位＝313年1月3日

ここに311、312の2年間の空位が記録されている。『書紀』は「ここに皇位空しくして、既に三載を経ぬ」と書いている。数えて2年と11カ月15日の空白期間である。

神武から綏靖の間の3年間の空位記録もあるが、空位期間が複数年にわたっているのは、そことこの2例だけである。この2年間は易数だけでは解けないところである。

ここも神武から綏靖の間の空位期間と同じく暦数が絡んでいる。従つてここでは、暦数関係で説くべき311年については触れ得ない。312年に限ることになるが、そこが空位となつていてる理由については、小論のここまでに既に説いてしまつてあるとしてよい。

312年は、先に④として挙げた神武崩御年から二三年の倍数年線上にあるのである。神武即位年から文武即位年までの「聖数ライン」に用いられた「三」という術数を、さらに一段と冒しがたい神聖性の獲得のために、『書紀』編修期の天皇方とは関係ないこの神武崩御年から二三年毎の年次上に用いて、そこを空位にしているのである。

(オ) 411年について。

神武即位年から十七年の倍数年の年次を挙げておく。(西暦前に「準聖数ライン」を冒す天皇即位年はないので省略。次は西暦年数である。)

3、20、37、54、71、88、105、122、139、156、173、190、207、224、241、258、  
275、292、309、326、343、360、377、394、411、428、445、462、479、496、  
513、530、547、564、581、598、615、632、649、666、683、700、717。

この線上には言及すべき2点がある。71年と411年(オ)である。71年には後で言及するとして、まず411年の方から言及する。411年の前後は次のようになっている。

18代反正崩御 = 410年1月23日

19代允恭即位 = 412年12月(日次は記載なし)

この空位は3年近くに及ぶ。しかし空位年としては、411年の1年間だけである。そしてそこに允恭の即位日が記録されていないのも珍しい。天皇即位日を記さないのは3例であるが、ここはその1つ。

さて、この空位年が生じた理由には次のようなことが書かれている。允恭は、歩行不能の病身であつたのも理由で即位することを拒む。物も言わないほどの拒み方であつたという。そして口を開けば次のような事を言つてゐる。

夫れ天下は、大きな器なり。帝位は鴻きなる業なり。且つ民の父母は、これすなはち聖賢の職なり。(「允恭紀」)

また、

嗣位は、重き事なり。轍たやすく就くこと得ず。これを以て、今まで従はず。(同)

と。肉体的な問題はあつたが、允恭が即位しなかつた理由は、帝位の神聖性とその責務の重きことを認識する故にであつたと重ねて語られる。これは先に引用した舒明の発言「天下は大任なり」以下の発言を思い出させる。

舒明の時は、先に言及したように、田村皇子と山背大兄王との間の帝位繼承の話であった。その空白期間は、帝位の大業についての強調だけが繰り返されるだけで、天皇位の重大さと神聖さとを強調するために用いられていた。允恭の場合も同じで、天皇位の神聖性の強調のためにその空白期間を利用しているが、「準聖数ライン」を純化するための時間が必要だつたのである。

こうして空位年設定の理由を述べていると、どうして『書紀』は、はつきりとその理由を書かなかつたのかという問題に行き当たる。この問題は、天皇位の神聖性と天武以降の天皇方の神秘性の問題として論じなければならないだろう。

### 景行天皇の特例

さて、新たに主題とすべき1点がある。この「準聖数ライン」の上に即位した天皇が存在するからである。景行である。その即位は71年、神武即位年から731年(十七×43)目である。

景行がこの年に即位を許されるには、何か特別の理由があるのかもしれない。直接神武から天武へ繋がる線上ではないが、やはり神聖化しようとしている線上を冒して即位しているからである。それに景行は立太子の日が1月1日となつていて、つまり神武の即位日と重なる日に皇太子となるという名譽を与えられている。これは特別の事情があるだろう。

景行の場合を探つてみよう。

11代垂仁崩御＝垂仁九九年(70) 7月14日

12代景行即位＝景行元年(71) 7月11日

となつてゐる。垂仁は7月14日に崩じてゐる。7月という1年の後半期に垂仁が崩御してゐるから、景行が次年に即位を延ばしたとしてもおかしくはない。しかし即位年、崩御年は自由に動かせるのであるから、「聖数ライン」を冒すよりも、垂仁崩御年を少し早くして年の前半期に設定して、その年に景行を即位させた方がいいと思われる。

しかし景行にこの「準聖数ライン」を冒させて即位させてゐる。それだけではない景行元年は、稀もまれ、至福の年であつた。つまり父、垂仁の崩御年は神武即位年からすると、次のような年に当つていた。

神武即位年 → 730年（三六五×2） → 垂仁崩御年（70）

である。ここでは三六五という太陽の「死と再生」の一回帰日数の数値をとつてゐる点に注意したい。太陽神である神武現れて以来の2回目の再生を期すべき死の時が70年に當る。伊勢に太陽神を祭つた垂仁はその太陽神の死の年に崩じてゐるのである。つまり垂仁は太陽であつたのである。この次の再生を期した太陽は、次の年、71年に新しい靈力を持つて出現した。それが景行ということになる。但し、景行に1月1日の即位は認めていない。景行に1月1日の即位を認めたら、景行は神武そのものの再生となる。それでは神武の全き再生の姿として位置づけられた天武や持統と重なつてしまふ。

景行に1月1日の即位はなかつたがその代わりにと言つべきか、1月1日の立太子を認めてゐるといふことだらう。その立太子の年は垂仁三七年1月1日である。この年もまた選ばれた年であつた。

神武即位年 → 満667年（二三×29） → 景行立太子年

という年であった。つまりは景行の即位年が神武の第2回目の再生の年に當るといふことが分かつて、その立太子年の月日も選ばれたのである。

さて、景行は、神武即位年から数えて、太陽年のふた周り目の最初の年に出会えたが、その年は同時に紀年構成上に設定しようとした「準聖数ライン」とも重なつたのである。前者は、天皇の同一靈格という思想の現れとして、多くの天皇を巻き込みたいラインである。後者はその反対に、神秘化したいために他の天皇の即位を認めたくないといふイメージを持つラインである。

イメージという意味は、ここは「聖数ライン」ではなく、「準聖数ライン」であるということである。この71年の場合、『書紀』は、「準聖数ライン」を採るよりも、暦数による「威靈再生の関係」を重要視したのである。

それでも景行は、他の天皇たちが結ばれえない神武との十七年の倍数年に即位する栄誉を得た。『書紀』編修者たちは、神武と結ばれた景行を小さな天皇として天皇史に描くわけにはいかないだろう。そこで景行を偉大なる天皇として成長させなければならなくなってきたと思う。

『書紀』の景行像は大きい。それに比して『古事記』の景行像は貧弱である。『古事記』では、天皇景行は皇子倭建命伝承の中に見え隠れする小さな存在である。西宮一民はそのあたりを次のように書いている。

景行天皇の名は「大帶日子」と「淤斯呂和氣」との複合である。孝安天皇を初めとして、景行・成務・仲哀の三天皇と神功皇后がこの「帶」を名にもつ。一方、天皇名に「和氣」をもつのは、この景行天皇と、応神から反正までの河内朝廷の天皇に見られる。すると、景行天皇名はいわば「帶」系と「和氣」系の統合において、その始祖的な位置づけを与えられた偉大な天皇であつたはずである。そういうえば景行紀は詳しく述べていて、しかもに『古事記』はほぼその系譜記事を掲示するに過ぎない。何ゆえか。<sup>(4)</sup>

簡潔に書き、『古事記』と『書紀』との間の落差を疑問としている。ただ、「その始祖的な位置づけを与えられた偉大な天皇であつたはずである」と書いているところが、わたくしには少し気になる。天皇名から推していくと、西宮が言うように、2つの王朝らしいグループの接続時点の大天皇という印象を与える。西宮には、『古事記』完成前から景行が偉大な天皇として伝承されていたという認識がある。しかし果して現『書紀』以前から偉大であつたかについては少し疑問がある。

『書紀』は、天皇位を神聖なるものとして意義付け、天皇像を巨大化していくのであるが、それにしても、それでは『古事記』ではどうして景行が小さく語られているのか、そして天皇ではない倭建命が天皇と同格以上に形象されているのは何ゆえかを問わなければならないだろう。

さて『古事記』に比べると、『書紀』の景行像は大きく英雄化を果たしている。『古事記』から『書紀』までの短期間に、日本武尊が持つていた英雄像（日本武尊は、風土記が「日本武尊天皇」と伝承しているように、かつて天皇として位置付けされた可能性はある。その時代は天武時代であったろう。）の精髓を分け取つて、景行を偉大な天皇像に立ち上げていく作用は何を動機としているのだろうか。そこに易数と暦数とが示した神武との関係が加担しているのではないか。景行を「準聖数ライン」に即位させたため、いや易数よりも暦数によって、神武の威靈再生の姿として即位させたために、景行を英雄に仕立てなければならなかつたからではないだろうか。それがワケ王朝とまで言われるほどの成長を遂げ、また英雄日本武尊にも命令する大天皇として飾られていつたのではなかろうか。

そしてもう一点注目したいところがある。それは景行と『書紀』完成期の天皇である元正との易数関係である。

景行即位年（71）→644（113×28）→元正即位年（715）

と組まれている。すると、

神武即位年（十七の倍数年）→景行即位年→（二三の倍数年）→元正即位年

と・天地三才の神聖数で元正はもう1つ神武との回路を確保していることになる。つまりは71年という年は元正から三才関係で溯つてみた時、神武とも結ばれるために中継点ともなつていてるのである。この佳き年を空白にしておくことはないだろう。そしてここに即位させられた天皇、それが景行であった。推測は慎むべきであるが、景行が、天武と深く関係を持つていた日本武尊（天皇）よりも大きな存在となつていったのは、元正とも術数関係を持つことになつたからではなかつたろうか。

なお、西宮が触れていたが、景行はタラシの名を持ち、その名が6代孝安（日本足彦国押人）『書紀』、大倭帶日子国押人『古事記』に見えることにも注意が必要である。わたくしは、孝安がどうしてタラシ名を持つかについては次のように見てい る。孝安崩御年から景行の即位年までの年数が「十九年法」によつて結ばれているからであると。

孝安崩御年（前291）→361年（十九×十九）→景行即位年（71）

孝安と景行とは何と「十九年法」によって、「威靈再生の関係」を持つている。それも単純ではない、神秘数字である十九と十九の乗数である。十九が二つ重なるのだから、その関係は単純ではない。「帝紀」として伝承されてきた系譜的な面は紀年構成よりも先立つだろうが、この孝安と景行の場合は、『古事記』と同じ時期に出来上がったと推測される「和銅日本紀」あたりの紀年構成の完成時に、右の関係が見出されて、孝安の諡号にタラシが選ばれて加えられた可能性もある。

欽史八代と呼ばれる天皇たちが、『書紀』編修期の思惑によつて作り出されたと見る事に関しては、もう殆ど疑問がないだろう。6代の孝安も作り出された天皇である。それに欽史時代のいくたりかの天皇の名に日本根子を付したのも、『書紀』最終時代のこととするのは、歴史学の通説のようになつてゐる。6代の孝安もヤマトネコを付された他の欽史時代の天皇たちと同時に、その諡号を附加された天皇と考えなければならない。孝安にタラシを名乗らせたのは、暦法や易に基いた術数であつた可能性は高いだろう。尚、元正が諡号にタラシヒメを帯びるのも以上の点を考察の中にいれておかなければならない。

もう少し景行に拘る。景行は、神武即位年から数えて太陽の再生の姿として即位した。加えて神武からの「準聖数ライン」の上に即位したのである。大天皇として存在するべきなのである。「景行紀」は、

元年の秋七月の「己巳」の朔「卯」に、太子、即天皇位す。因りて元を改む。是年、大歲「辛未」。

と書く。「因以改元」とある。これは「年号を改めること。即位の年を元年としたことの漢文的修辞」（岩波大系本頭注）と理解しても誤りではないが、それではどの天皇も同じく改元をしていくことになるのに、どうして景行の即位に際してのみ、殊更にその用語を表示しているのだろう。「改元」とわざわざ強調するのは、ここに一般の改元の用語例以上の意味が隠されていると考えてよいだろう。

単純な修辞に見えるこの改元の用語は、『書紀』の表記、内容の国際性獲得との関係があるので、そこは『書紀』全体の外国向け発想を通して考えなければいけないところらしい。しかしここにも、わが国の天皇神秘性主張が隠されていると考えてよい。ここには神武から始まつた太陽王朝とでも言える古代王権が、再度ここ景行のところで、その元初へ回帰して新たなタマフリを

なして再度スタートをなしたという意味を託しているではなかろうか。元初の輝きにより近づきたいという元正の思惑を秘めてである。

### おわりに

ここでは空位年の6ヶ所のうち4ヶ所（その内1ヶ所は連續した空位年2年のうちの1年について）に触れた（残る空位年は、暦数との関係で説き得る）。

ここからまず言えることは、空位年は意図的に設定されているということである。また天皇位の空白期間に関しても少し触れたが、それを通しても窺えるのは、やはりそれは意図的であるということである。

空位年の設定は、『書紀』編修期の天皇方と神武とを三才関係の数である十七と二二三という神聖な数を用いて直接結びつけるものであった。

神武と天武以降の天皇方とを結びつける十七年の倍数年が為す線上と、神武と文武とを結ぶ二三の倍数年が為す線上に、他の天皇の即位を認めるることは、原初の持つ神秘性と威靈とが天武以降の天皇方へ繋がっていくのを削ぐことになるからだろう。そこに他の天皇の即位を認めなかつたのである。そこに空位年は生じたのである。神武の威靈に直接『書紀』時代の天皇方が結びつくために設けられたこの神聖なる線を、わたくしは「聖数ライン」と呼んでいる。

「準聖数ライン」と呼称した空位年設定を併せ考えてみて、空位年設定の意義は、大きく言えば天皇位の神聖化ということである。特に天武以降の天皇位の神聖性主張に原初の輝きを添えようとするものであつた。

また小論では、「準聖数ライン」の上に即位した景行の存在についても触れることになつた。それが当代天皇であつた元正の輝きのためでもあつたことを指摘した。

注

- (1) 曆が捉えた太陽の回帰年数に関わる神聖数（特に十九年法による十九や二六、また三六五などとその倍数年）で、『書紀』編修期の天皇方が神武を始めとした先の時代の天皇たちの崩御年や即位年と結ばれることによって、先の天皇の偉大なる威靈が『書紀』編修期の天皇に再生したとする信仰を示す関係。
- (2) 江口冽「『日本書紀』と聖武天皇」「東アジアの古代文化」109号 大和書房
- (3) 江口冽「『日本書紀』の聖数ライン」小島瓔禮教授退官記念論集『比較民俗学のために』2001年
- (4) 西宮一民『古事記』（新潮日本古典集成）154頁  
尚、本文中、『書紀』が紀年構成上、術数として用いている数字は漢数字で、他の数字はアラビア数字で表記した。但し元号は漢数字である。